

令和8年度 部活動に関する活動方針

1 学校における部活動の方針

八王子市教育委員会の「八王子市立学校に係る部活動の方針」に基づき、以下の点を重視して、地域・学校・活動内容等に応じて最適に実施されることを目指す。

- ①心身のバランスのとれた成長と豊かな学校生活を送ることができるように取り組む。
- ②生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的かつ効率的・効果的に取り組む。
- ③学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築する。
- ④校長は、生徒や教師の数、活動可能な場所を考慮し、部活動指導員、外部指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部活動を設置する。
- ⑤部活動顧問は休養を適切にとり、効率的に技術向上のそれぞれの目標を達成できるよう、短時間で効果が得られるよう指導する。

2 部活動の基本

- ①部員は、学校の規則を守る。
- ②学校活動(授業、委員会、係、諸行事、清掃など)を優先する。
- ③顧問の指導や指示に従う。
- ④校外での活動(試合・練習試合・講習会等)の場で、学校の規則を守り、由井中生としての誇りをもった行動をする。

3 適切な休養日等の設定方針

八王子市教育委員会の方針に則り、週当たりの休養日、長期休業中の休養日、1日の活動時間の目安を以下のように設定する。ただし由井中学校は、敷地・校庭・体育館が狭いため、多くの部活動を設置することができない。1つの部活動の人数が多く、B・Cチームの部員にも試合の経験をさせるため、由井中独自の基準も設定する。

4 休養日

- ①平日は週1日の休養日を設ける。活動時間は準備・片付けを含め、2時間30分(冬季2時間)程度とする。
- ②週末(土・日)は少なくとも1日以上以上の休養日を設ける。活動時間は準備と片付けを含めて4時間程度とする。ただし、練習試合や大会などでは、B・Cチームの出場の機会を与える多目的で、一人当たりの活動時間を3時間程度として活動してもよい。
- ③週末(土・日)に大会前などで、両日活動する場合は、平日等で代替の休養日を設定する。
- ④定期テスト1週間前は、原則活動を行わない。ただし大会の直前である場合は、全職員の共通認識のもと準備片付けを含め1時間程度の練習を認める。